車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第４号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第２項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成 26 年３月 20 日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
東九州自動車道	福岡県京都郡苅田町大字苅田字加良木278番から 福岡県行橋市大字吉国字塚原209番８まで

２．指定する期日
平成26年３月23日

３．通行方法
１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定
トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置
後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集
道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所の無いことを確認の上走行すること。

高速道路工事一部完了公告

本会社において実施した高速道路の新設・改築工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 26 年３月 20 日　　西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

路　線　名	工 事 の 区 間	工事の種類	工事一部完了の日
九州縦貫自動車道鹿児島線（嘉島ＪＣＴ）	熊本県上益城郡嘉島町大字井寺から熊本県上益城郡益城町大字小池まで	新設工事	平成26年３月21日
東九州自動車道	福岡県京都郡苅田町大字雨窪から福岡県行橋市大字下検地まで	新設工事	平成26年３月22日
近畿自動車道天理吹田線（守口ＪＣＴ）	大阪府守口市大日町四丁目	新設工事	平成26年３月22日
近畿自動車道天理吹田線（大和まほろばスマートＩＣ）	奈良県生駒郡安堵町大字岡崎から奈良県大和郡山市西町まで	改築工事	平成26年３月22日

阪神高速道路工事完了公告

平成 26 年阪神高速公告第７号

本会社において実施中の阪神高速道路の改築工事は、下記のとおりその一部を完了しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 26 年３月 20 日　　阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　山澤　俱和

記

路　線　名　大阪府道高速大阪守口線
工事の区間　大阪府守口市淀江町～大日町４丁目
工事の種類　改築工事
工事完了の日　平成26年３月22日

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成 26 年阪神高速公告第８号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、記Ⅰ〔１〕４⑭⑥イを平成26年３月21日から、別添１を平成26年３月23日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 26 年３月 20 日　　阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　山澤　俱和

記

１．記Ⅰ〔１〕４⑭⑥イ中「2013　ＡＵＴＵＭＮ」を「2014　ＳＰＲＩＮＧ」に改め、同イｃ中「平成25年10月19日」を「平成26年３月21日」に、「平成25年11月24日」を「平成26年３月30日」に改め、「（ただし、平成25年11月９日及び平成25年11月10日を除く。）」を削る。

２．別添１出入口の相互間のキロ程の大阪府道高速大阪守口線・大阪市道高速道路森小路線（12号守口線・森小路線）の表中

「

		森小路
	国道１号	—
守口	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
9.2	9.8	5.4
9.6	10.2	5.8
10.2	10.8	6.4

」を